

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十二日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第一号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立榛生昇陽高等学校の項中「福祉」を「こども・福祉」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立榛生昇陽高等学校の全日制の課程の福祉科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、平成三十四年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。